制定 平成16年3月23日総行 第96号副市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、職員等が知り得た行政運営上の違法又は不当な行為等に関して行われる不正防止内部通報について必要な事項を定めることにより、違法な状態の発生を防止し、又は違法な状態となっていることについて是正を図り、市民の利益の損失を最小限に抑え、公正な職務の遂行を確保するとともに、正当に通報をした職員等が、不利益取扱いを受けないように必要な措置を講じ、もって、公務に対する市民の信頼を確保し、公正かつ民主的な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 職員等 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職 に属する職員及び同条第3項第1号の3に規定する特別職に属する職員並びにこれらの 職にあった者で退職した者をいう。
 - (2) 通報 職員等が知り得た行政運営上の違法又は不当な行為に関して行われる不正防止 のための内部通報をいう。

(通報)

- 第3条 職員等は、次に掲げる行為で市民全体の利益を損ない、及び行政に対して著しく損害をもたらすおそれがある行為(以下「行政運営上の違法・不当な行為」という。)があると思料するときは、第5条に規定する不正防止内部通報制度委員会に対し、通報を行うことができる。この場合において、通報する職員等(以下「通報者」という。)は、文書、電話等により通報を行うものとする。
 - (1) 法令(条例、規則等を含む。)に違反する行為
 - (2) 市民の生命及び健康に重大な損害を与えるおそれのある行為
 - (3) 前各号のほか事務事業に係る不当な行為
- 2 通報者は、原則として実名により通報することとし、通報者の氏名及び所属の部課、行政 運営上の違法・不当な行為の行われた日時及び場所、証拠の状況等をわかりやすく伝えなけ

ればならない。ただし、当該行政運営上の違法・不当な行為がなされていることが客観的に 証明できる資料がある場合は、実名によらないことができる。

(通報者の責務)

第4条 通報者は、通報に当たっては、客観的な資料に基づき誠実に行うように努めなければならない。この場合において、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって通報してはならない。

(横浜市不正防止内部通報制度委員会の設置)

- 第5条 市長は、職員等からの通報を処理するため、不正防止内部通報制度委員会(以下「通報委員会」という。)を置く。
- 2 通報委員会に、委員を置く。
- 3 委員は、弁護士資格を有する者その他必要と認められる者の中から、市長が委嘱する。
- 4 通報委員会に委員長を1名置く。
- 5 委員長は、委員の互選による。
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 7 委員は再任されることができる。
- 8 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 9 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職 務を代理する。

(通報委員会の職務)

- 第6条 通報委員会は、次の職務を所掌する。
 - (1) 第3条の規定に基づく通報及び第15条第2項の規定に基づく申出の受付、受理又は不受理の判断、調査、報告及び公表に関すること。
 - (2) 第10条第4項に規定する勧告及び告発等の措置に関すること。
- 2 市長は、前項に規定する職務の一部について、守秘義務を課した専門事業者等に委託する ことができる。
- 3 委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後も、同様

とする。

(通報委員会での通報の取扱い)

- 第7条 通報委員会は、第3条の規定に基づく通報及び第15条第2項の規定に基づく申出があったときは、その内容を聴取し、趣旨の確認に努めなければならない。
- 2 通報委員会は、前項の規定による通報の趣旨の確認により、当該通報が第4条後段に掲げる不正な意図又は個人的な感情による通報であると認められる場合は、これを受理しないことができる。
- 3 通報委員会は、通報を受けたときは、直ちにその概要及び当該通報に係る受理又は不受理 の判断を通報報告書(第1号様式)により市長に報告しなければならない。
- 4 通報者の氏名は、これを報告しない。ただし、特に必要があると認める場合においてあらかじめ本人の同意を得たとき、又は本人から特に依頼があったときは、報告することができる。
- 5 通報委員会は、受理又は不受理についての決定後、決定結果を通報者に連絡しなければならない。ただし、匿名による通報者及び特に報告を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

(通報委員会の調査)

- 第8条 通報委員会は、通報の受理を決定したときは、遅滞なく事実確認のための調査を開始 しなければならない。
- 2 職員等は、前項の調査に当たってこれに協力しなければならない。
- 3 前項の規定により調査に協力した者は、調査結果が公表されるまでの間調査を受けた事実及び調査により知り得た情報を漏らしてはならない。

(調査等の補助)

- 第9条 市長は、通報委員会の通報に係る調査等の事務を補助するため、総務局組織改革推進 部職務公正調査課に事務局を置く。
- 2 通報委員会は、調査等が適正かつ円滑に行われるよう事務局を監督しなければならない。
- 3 事務局は通報委員会から調査を命ぜられ、当該調査が終了したときは、調査結果を調査報告書(第2号様式)により通報委員会に報告しなければならない。

4 事務局に事務局員を置く。事務局員は、通報委員会の事務を補助したことに関して知り得 た秘密を漏らしてはならない。事務局員でなくなった後も、同様とする。

(調査結果の報告等)

- 第10条 通報委員会は、調査の結果、当該通報に係る事務事業に関し、第3条に規定する行政 運営上の違法・不当な行為があると認めたときは、その内容を調査結果報告書(第3号様式) により、内容を証する資料とともに市長に報告しなければならない。
- 2 通報者の氏名はこれを報告しない。ただし、特に必要があると認める場合において、あらかじめ本人の同意を得たとき、又は本人から特に依頼があったときは、報告することができる。
- 3 市長は、調査結果の報告を受けたときは、必要に応じて告発するほか、再発防止のため必要な措置をとらなければならない。この場合において、調査結果の内容が市の他の機関に関するものであるときは、市長は当該機関に通知し、当該機関は市長に準じて必要な措置をとらなければならない。
- 4 市長又は当該機関が相当な期間が経過しても前項の措置をとらないときは、通報委員会は、 期限を定めて措置をとるよう勧告することができるものとする。通報委員会が勧告した場合 において市長又は当該機関が措置をとらないときは、自ら公表し、告発する等の措置をとる ことができるものとする。
- 5 通報委員会は、調査の結果、当該通報に係る事務事業に関し、行政運営上の違法・不当な 行為が認められなかったとき、又は調査を尽くしても行政運営上の違法・不当な行為の存否 が判明しないときは、その旨を市長に報告しなければならない。
- 6 通報委員会は、調査の結果を通報者に報告しなければならない。ただし、匿名による通報 者及び特に報告を希望しない通報者に対しては、この限りでない。
- 7 通報委員会は、通報の件数及び主な内容等を定期報告書(第4号様式)により、市長に各会計年度の四半期ごとに報告しなければならない。

(市長の責務)

- 第11条 市長は、第5条に規定する通報委員会の報告等に対して誠実に対処しなければならない。
- 2 市長は、通報者が第15条第1項の不利益取扱いを受けたとき、又は受けるおそれがあると

認めるときは、その改善又は防止のため必要な措置を講じるものとする。ただし、通報者が 同条第2項の規定に基づき通報委員会に申出をした場合において、同条第3項の勧告がなさ れたときは、当該勧告を受けて必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、この要綱の運用に当たって関係者の人権が不当に侵害されないように配慮しなければならない。

(職員の処分の軽減)

第12条 通報者が当該通報に係る事実に関与した職員等であるときは、市長は、本市基準から 軽減して懲戒処分をすることができる。

(関係者の名誉の確保)

第13条 市長は、通報に係る事実がないことが判明した場合に関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措置を講じるものとする。

(運営状況の公表)

第14条 市長は、通報の件数及び主な内容等について、毎年度公表しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

- 第15条 通報者は、正当に通報をしたことによっていかなる不利益取扱いも受けない。
- 2 正当に通報をしたことを理由として不利益取扱いを受けた通報者は、その旨を第5条に規定する通報委員会に申し出ることができる。この場合において、当該通報者が当該通報を行った後に受けた不利益取扱いは、特段の事由がない限り、当該通報をしたことを理由としてなされたものと推定する。
- 3 通報委員会は、正当な通報を理由として不利益取扱いがされたと認めたときは、当該不利 益取扱いをした者に原状回復その他の改善を勧告することができる。
- 4 前項の勧告に従わないときは、通報委員会は、その事実を公表することができる。

(不利益取扱いに関する通報に係る調査)

第16条 前条第2項の申出に係る調査については、第10条及び第11条の規定を準用する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 最初の通報委員会の招集は、市長が行う。
- 3 この要綱の施行に関し、必要な事項は、施行前に行うことができる。

第1号様式(第7条第3項)

年 月 日

通 報 告 書 (通報委員会 市長)

不正防止内部通報制度委員会委員長

	T
通報受付日	年 月 日
通報NO.	
対応委員	
通報媒体	FAX ・ 電子メール ・ WEB ・ 手紙
	電話(時分~時分)
 	面談 (時 分 ~ 時 分) 匿名 ・ 実名() 本人が希望した場合のみ記入
世報告	結果報告 希望する・希望しない
通報内容	
通報者が希望す る対応	
受付委員の判断	受理 ・ 不受理 ・ 協議 (月 日 受理 ・ 不受理 決定) (理由)
緊急性がある場 合	期限: 理由:
特記事項	

第2号様式(第9条第3項)

年 月 日

調 査 報 告 書 (事務局 通報委員会)

事務局長

調査受付日		年	月	日	
通報NO.					
通報内容					
調査方法					
- 一 本					
調査結果					
緊急性がある場	期限:理由:				
	1				

第3号様式(第10条第1項)

年 月 日

調 査 結 果 報 告 書 (通報委員会 市長)

不正防止内部通報制度委員会委員長

調査受付日	年 月 日	
通報NO.		
対応委員		
通報者	匿名 ・ 実名() 本人が希望した場合のみ記入
	結果報告 希望する・希望しない	
通報内容		
 調査方法		
神里力法 		
調査結果		
済却を言うの社		
通報委員会の対 応・不対応の判		
断及びその理由		
緊急性がある場	期限:	
合	理由:	
 特記事項		

第4号様式(第10条第7項)

年 月 日

定期報告書(通報委員会市長)

不正防止内部通報制度委員会委員長

曼	於付期間	年	月	日	から	年	月	日
通	超 報件数	件						
		電話 FAX 電子メール	件 件 件					
		WEB 手紙	件 件 件					
	受理件数	<u>面談</u> 件	1+					
	不受理件数	件						
7	の他相談等	件						
Ę	受理した主な内							
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	3等							